

# 地域活動支援センターの概要

## 1. 目的・特徴

- 障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者自立支援法上の施設。(法第5条第21項)
- 地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟な運営、事業の実施が可能。

## 2. 事業内容

- 基礎的事業として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施。

## 3. 規模

- 10人以上の人員が利用できる規模とする。

## 4. 補助方法

- 基礎的事業については、地方交付税により措置。
- 基礎的事業に加え、機能強化を図る場合に、地方交付税に加え、「地域活動支援センター機能強化事業」として補助を実施(国1/2、都道府県1/4以内)。

## 5. 施設数

- 1,831か所(平成20年4月)

※ 障害者自立支援法施行(H18.10)後、小規模作業所から地域活動支援センターに移行した事業所のみの数。

# 課題と検討の方向

## 現状と課題

- 精神科デイ・ケア、ナイト・ケア、デイ・ナイト・ケア、ショート・ケア(以下、「デイ・ケア等」という。)の実施目的としては、再入院・再発予防、慢性期患者の居場所、生活リズムの維持等があり、利用者の利用目的としては、生活する力を高める、周囲の人とうまく付き合うこと等がある。
- デイ・ケア等は、日中活動系の障害福祉サービスよりも相当多くの利用者に利用されており、精神障害者の退院後の生活支援を含め、地域移行における受け皿の機能を果たしている。
- 発症早期、急性期等の患者を対象に、目的、利用期間等をより明確にしたデイ・ケア等の取り組みが行われるようになってきているほか、うつ病患者へのリワーク・プログラムなど、多様なデイ・ケア等が試みられている。
- デイ・ケア等の利用期間は数年にわたっているが、症状の改善が終了の理由となることは少なく、再入院まで利用が続く場合も多い。デイ・ケア等には食事の提供等を通じた生活支援の役割が大きいとの指摘がある一方で、より自立した生活を早期から促すべきとの指摘もある。なお、デイ・ケア等の利用は、3年を超える場合は、週5日までとされている。
- デイ・ケア等の効果については、入院の防止等に一定の効果があるとの研究もあるが、特に慢性期のデイ・ケア等による治療効果のエビデンスは、確立されていない。

## 検討

- 急性期や回復期に、適切なアセスメントに基づき、一定期間、認知行動療法、心理教育等を重点的に行う等、対象・利用期間・実施内容を明確にして機能を強化したデイ・ケア等の整備を図ることについてどう考えるか。
- 現在のデイ・ケア等は、現在の障害福祉サービスの供給状況においては、生活支援として地域移行における一定の意義を有すると考えられるが、貴重な医療資源をより重症な患者に重点的に活用する観点や、利用者のニーズ・目標に応じた多様なサービスを提供する観点からは、対象者、利用目的、実施内容が福祉サービスと重複しているデイ・ケア等については、利用者が徐々に障害福祉サービスに移行できるよう、障害福祉サービスの充実等を図っていくべきではないか。
- 利用者の地域生活における自立をより促す観点から、デイ・ケア等の、漫然とした、長期にわたる頻回／長時間の利用については、是正を図るべきではないか。